

平成 2 2 年第 1 回

福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成 2 2 年 2 月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

平成22年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	2
6	不応招議員	2
7	出席議員	2
8	欠席議員	2
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	3
12	会議の経過	3
	（1）開会の宣告	3
	（2）諸般の報告	3
	（3）議席の指定	3
	（4）会議録署名議員の指名	3
	（5）会期の決定	4
	（6）議案第1号ないし第9号の提出	4
	（7）提案理由の説明	4
	（8）一般質問	6
	（9）議案第1号の説明、採決	8
	（10）議案第2号の説明、採決	9
	（11）議事日程の順序の変更についての決議	10
	（12）議案第4号の説明、採決	10
	（13）議案第3号の説明、採決	11
	（14）議案第5号の説明、採決	12
	（15）議案第6号の説明、採決	13
	（16）議案第7号の説明、採決	14
	（17）議案第8号の説明、採決	15
	（18）議案第9号の説明、採決	17
	（19）閉会の宣告	20

1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第3号

平成22年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成22年2月1日

福島県後期高齢者医療広域連合長 瀬戸孝則

- (1) 日時 平成22年2月25日(木)午後2時30分
- (2) 場所 福島テルサ 3階 「あぶくま」
- (3) 付議事件
 - ア 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - イ 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ウ 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
 - エ 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - オ 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更について
 - カ 平成21年度後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
 - キ 平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
 - ク 平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
 - ケ 平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

2 招集年月日

平成22年2月25日

3 招集の場所

福島テルサ 3階 「あぶくま」

4 会議の時刻

平成22年2月25日午後2時30分開会、午後3時35分閉会

5 応招議員

1 番 原 正夫君	3 番 山口信也君	4 番 仁志田昇司君
6 番 大樂勝弘君	7 番 鈴木義孝君	8 番 遠藤雄幸君
9 番 田澤豊彦君	10 番 山口耕治君	11 番 波多野広文君
13 番 佐藤喜三郎君	14 番 関澤和人君	15 番 大和田昭君
16 番 坂本紀一君		

6 不応招議員

2 番 渡辺敬夫君	5 番 竹内瑠俊君	12 番 市川清純君
-----------	-----------	------------

7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

9 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	瀬戸孝則君	副広域連合長	古川道郎君
会計管理者	安倍誠一君	事務局長	鈴木英司君
事務局次長	佐藤淳君	総務課長	菊地弘美君
業務課長	菊地清寿君	資格管理係長	赤井尚也君
給付係長	高原茂君		

10 議事日程

日程第 1	諸般の報告
日程第 2	議席の指定
日程第 3	会議録署名議員の指名
日程第 4	会期の決定
日程第 5	議案第1号ないし第9号の提出
日程第 6	提案理由の説明
日程第 7	一般質問
日程第 8	議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第3号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第4号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 2	議案第 5 号	福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更について
日程第 1 3	議案第 6 号	平成 2 1 年度後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 2 号)
日程第 1 4	議案第 7 号	平成 2 1 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 1 5	議案第 8 号	平成 2 2 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程第 1 6	議案第 9 号	平成 2 2 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

1 1 本日の会議に付議した事件

「1 0 議事日程」に同じ。

1 2 会議の経過

事務局次長(佐藤 淳君) それでは、定刻となりましたので、ただいまより定例会を進めてまいりたいと思います。

それでは、田澤豊彦議長、よろしく願いいたします。

(1) 開会の宣告

議長(田澤豊彦君) ただいま出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成 2 2 年第 1 回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

この際、ご報告いたします。

渡辺敬夫君、5 番竹内瑠俊君、1 2 番市川清純君より欠席の届けがありました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

(午後 2 時 3 0 分)

(2) 諸般の報告

議長(田澤豊彦君) 日程第 1、諸般の報告を行います。

7 月定例会以後に議員の異動がありましたので、報告いたします。

9 月 2 7 日に櫛田一男君が任期満了により、1 1 月 1 2 日、鈴木巖君が任期満了により、また、本年 2 月 1 1 日に白井英男君と仁志田昇司君が任期満了となりました。

これにより補欠選挙が執行され、渡辺敬夫君、関澤和人君、山口信也君、仁志田昇司君が当選されましたので、報告します。

(3) 議席の指定

議長(田澤豊彦君) 日程第 2、議席の指定を行います。

今回、補欠選挙において当選された議員の議席を、渡辺敬夫君を 2 番、山口信也君を 3 番、仁志田昇司君を 4 番、関澤和人君を 1 4 番に指定します。

(4) 会議録署名議員の指名

議長(田澤豊彦君) 次に、日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、4番仁志田昇司君、13番佐藤喜三郎君を指名します。

(5) 会期の決定

議長(田澤豊彦君) 次に、日程第4、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手もとに配付しております議事日程のとおりとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(田澤豊彦君) ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

(6) 議案第1号ないし第9号の提出

議長(田澤豊彦君) 次に、日程第5、議案第1号ないし第9号の提出を行います。

ただいま広域連合長から議案の提出がありました。議案は、先にお手もとに配付しておりましたので、ご了承願います。

(7) 提案理由の説明

議長(田澤豊彦君) 次に、日程第6、提案理由の説明を行います。

議案第1号ないし第9号を一括議題とします。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。

(広域連合長より「議長」との発言あり)

議長(田澤豊彦君) 広域連合長。

広域連合長(瀬戸孝則君) それでは、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

本日、平成22年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、ご参集を賜りましたこと厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本定例会に提出いたしました案件は、平成22年度と23年度の保険料率改定に係る条例改正、また平成22年度各会計予算を含めまして議案が9件でございます。提案理由を申し上げるに先立ちまして、後期高齢者医療制度に関して広域連合長として平成22年度の制度運営に対する所信を申し上げまして、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、振り返りますと、平成20年度の制度施行時には、被保険者をはじめ多くの方から問い合わせが寄せられたところでございます。この間、構成市町村の皆様の協力もいただき、制度の定着に努めてまいりました。

平成21年度は、寄せられる苦情等もほとんどなく、定着が進んでいるものと判断しているところでございますが、昨年8月の総選挙により政権交代がなされまして、新政権においては、本制度について平成24年度末で廃止するとの方針が示されたところでございます。

既に、国におきましては「高齢者医療制度改革会議」、これを設置しまして、現在新しい高齢者医療制度の議論がなされているところでございます。広域連合といたしましては、全国広域連合協議会を通して国への要望活動も実施してまいったところでございますが、被保険者の方をはじめ国民が納得できる新制度となるよう期待するところでございます。

平成24年度まで、あと3年間は本制度が継続することとなりますことから、被保険者の方々から安心して医療を受けられるよう、引き続き制度を運営していく所存でございます。

さて、平成22年度と23年度の新保険料率につきましては、大幅な上昇を抑制するため、平成20年度と21年度の2年間の運営で見込まれる剰余金を全額活用し、更に県に財政安定化基金の活用をお願いしながら極力抑制を図ったものでございます。

具体的には、均等割額を据え置きとすることで、均等割額のみを負担いただく、所得の低い方を含む約7割の被保険者の保険料については、従前と変わらないものとしたところでございます。

次に、今後の重点的な取り組みでございますが、残された3か年、保険者としての機能強化にしっかりと対応していくため、主に次の3点について主体的に取り組んでまいりたいと考えております。

一つ目は、保険料の収納対策。二つ目は、医療費の適正化に対する取り組み。三つ目は、健康診査の受診率を上げる取り組みでございます。

いずれの課題も広域連合だけで対応することは難しいものでございまして、今後とも構成市町村及び県、関係機関のご協力をいただきながら、鋭意取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、予算編成等に当たり、特に留意した点などについて申し上げたいと思います。

まず、平成21年度の補正予算についてでございますが、一般会計補正予算については、国の平成21年度二次補正において、平成22年度分の低所得者への保険料軽減分等が措置されたことから、臨時特例基金に積み立てを行うための補正増が主なものでございます。

また、特別会計補正予算については、療養給付費の額が当初予算を下回る見込みのため減額補正をするものでございます。それに併せて、歳入についても所要の補正を行うものでございます。

次に、平成22年度の当初予算についてでございますが、一般会計につきましては、構成市町村の共通経費負担金及び広域連合職員の人件費となります負担金が主なものでございます。

次に、特別会計予算につきましては、新保険料率算定時の財政計画に基づき、被保険者数の増加や一人当たりの医療給付費の増加などを勘案したのとなっており、歳入についても所要の内容となっておりますところでございます。

平成22年度の財政運営につきましては、引き続き効率的かつ適正な執行に努めてまいりたいと考えているところでございます。慎重なるご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を行いたいと思います。

議案第1号「福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の改正について」並びに議案第2号「福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」でございますが、

福島県人事委員会勧告に基づく所要の改正のため条例案を提出するものでございます。

議案第3号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例制定について」でございますが、低所得者や被用者保険の被扶養者であった方に対する保険料の軽減策の継続により、措置された臨時特例交付金を受け入れるために所要の改正を行うため、条例案を提出するものでございます。

議案第4号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、保険料率の改定並びに低所得者等にかかる保険料の軽減について所要の改正を行うため、条例案を提出するものでございます。

議案第5号「福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更について」でございますが、組合を構成する団体の脱退及び名称変更のため、規約変更について提出するものでございます。

議案第6号「平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」でございますが、収入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億2,436万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億6,233万2,000円とするものでございます。

議案第7号「平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102億461万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,112億8,247万4,000円とするものでございます。

議案第8号「平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8億5,649万6,000円とするものでございます。

議案第9号「平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,205億7,656万8,000円とするものでございます。

以上、議案9件についての提案理由の説明といたします。よろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

(8) 一般質問

議長(田澤豊彦君) 次に、日程第7、一般質問を行います。

順序に従いまして発言を許可します。

1番原 正夫君。

1番(原 正夫君) 議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず、瀬戸広域連合長におかれましては、制度の運営に当たり、構成市町村との連携を図りながら取り組んでおられますことに改めて敬意を表するものであります。この後期高齢者医療制度は、高齢化の進展に伴い、老人医療費が年々増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化するとともに、将来にわたって安定的な制度運営が

図られるよう創設されたものであると認識をいたしております。制度開始当初は、後期高齢者という名称に係る苦情等や年金からの天引き等にかかる不満の声、更には、当該制度の周知不足に対する多くの問い合わせが寄せられたところではありますが、負担の公平性や国民皆保険を持続可能なものとするための制度として考えてみますと、公費で5割、現役世代からの支援金で4割、保険料1割で、高齢者の医療費を賄うという観点からは、分かりやすい仕組みであると考えております。近年の高齢化社会の進展に伴い、今後は支える側の現役世代が減少していくことが明らかなことから、高齢者の方にも一定のご負担をいただくのはやむを得ないものと思われませんが、あまりにも急激な負担増となるようなことは避けるべきであり、平成22年度と23年度の保険料については、極力上昇を抑える必要があるものと考えております。また本制度は、この後3年間は継続するわけでありますから、今後とも被保険者が安心して医療を受けられるよう、引き続き広域連合の安定的な財政運営をお願いしたいと考えております。

そこで今回、新保険料率の算定に当たっての基本的な方針と、今後3年間の安定的な財政運営に関する考えについてお伺いいたしたいと思っております。

(広域連合長より「議長」との発言あり)

議長(田澤豊彦君) 広域連合長。

広域連合長(瀬戸孝則君) 郡山の原市長さんでございますが、この制度上、原議員さんと呼ばせていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。1番原議員さんのご質問にお答えいたします。

今回の新保険料率の算定に当たりましては、できる限り多くの被保険者の保険料の増加抑制に努めるため、被保険者全員にかかる均等割額を据え置くことを第一に考え試算してまいりました。そのため、広域連合の剰余金を全額投入し、現在まで積み立てた県の財政安定化基金と今後積み立てる基金の一部を活用することといたしました。その結果、均等割額の据え置きと同時に、一人当たり保険料額につきまして年間390円の増加、率にして0.86%の増加にとどめることができました次第でございます。

また、今後の財政運営に当たりましてでございますが、保険料収納率の低下や医療給付費の急激な増加などのリスクにも的確に対応するため、今後とも効率的な予算執行に努めるとともに、財政安定化基金を適時適切に活用することにより、被保険者の皆様の安心と信頼が得られる財政運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、事務局長より答弁いたさせますので、ご了承をお願いいたします。

(事務局長より「議長」との発言あり)

議長(田澤豊彦君) 事務局長。

事務局長(鈴木英司君) それでは、お答えをいたします。

広域連合の剰余金につきましては、7月定例会でご議決をいただいた補正予算における予備費の約20億円に加えまして、国から普通調整交付金の追加交付が約10億円見込まれることとなりましたことから、今年度末で合計約30億円の剰余金を見込

んでございます。一方、県の財政安定化基金につきましては、現在まで2か年で約12億円が積み立てられております。今回の新保険料率算定に当たりましては、均等割額を据え置くためには剰余金と基金を合わせまして約43億円が必要であると判断し、そのため、剰余金約30億円を全額投入するとともに、既に積み立てた基金約12億円と今後積み立てる基金約1億円を活用することとしたところでございます。

また、今後の広域連合の財政運営につきましては、特別徴収から普通徴収への変更が進んでいることや、今後の経済情勢の悪化等により保険料収納率の低下、更には、新型インフルエンザに代表される医療給付費の突発的な変動など、さまざまなリスクが発生することも想定しながら行っていく必要があると考えてございます。

広域連合といたしましては、構成市町村の協力を得ながら、保険料収納率の上昇に努めるとともに、ジェネリック医薬品の使用促進や重複頻回受診者への訪問指導の拡充など、医療費適正化事業の充実強化を図り、更には、今後積み立てる財政安定化基金を効果的に活用することにより、制度廃止までの3か年間、安定した財政運営を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

議長（田澤豊彦君） これにて一般質問を終結します。

(9) 議案第1号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第8、議案第1号「福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局より説明を求めます。

(事務局より「議長」との発言あり)

議長（田澤豊彦君） 事務局長。

事務局長（鈴木英司君） それでは、議案書をご準備いただきたいと思います。

議案書の1ページをお開き願います。

「議案第1号、福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。内容につきましては、2ページに記載してございますけれども、恐れ入りますが、別添のA4判横の議案の説明資料をご準備いただきたいと思います。

説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

このたび、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等が一部改正されたことに伴う改正でございまして、記載のとおり勤務時間を1日15分短縮をしまして、1週38時間45分とするものでございまして、平成22年4月1日から施行するものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。改正条項等については、新旧対照表に記載のとおりでございます。

以上が議案第1号の説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（田澤豊彦君） それでは、議案第1号の質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(田澤豊彦君) なければ、これをもって議案第1号に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

議長(田澤豊彦君) なければ、これをもって討論を終結し、採決します。
議案第1号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(田澤豊彦君) ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案どおり可決されました。

(10) **議案第2号の説明、採決**

議長(田澤豊彦君) 次に、日程第9、議案第2号「福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
事務局より説明を求めます。

(事務局より「議長」との発言あり)

議長(田澤豊彦君) 事務局長。

事務局長(鈴木英司君) それでは、議案書の3ページをお開き願います。

「議案第2号、福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。議案書につきましては、次ページ4ページから7ページまで記載してございますけれども、引き続き議案説明資料の方で説明したいと思っております。

説明資料の方の3ページをお開きいただきたいと思っております。

福島県人事委員会勧告に準拠しまして改正するものでございます。その内容でございますけれども、記載のとおり住居手当については、持ち家分については廃止、更に通勤手当については支給限度額の引き上げ、また期末勤勉手当は合わせて0.38月の引き下げ、更に基本給で平均給与0.53%の引き下げを行うものでございまして、平成22年4月1日から施行するものでございます。なお、広域連合の職員の実際の支給に当たりましては、派遣元の給与条例に基づくということにしております。

次の4ページ、5ページが改正条項でございます。更に6ページから8ページにつきましては、別表給料表に基本給改正分をしてございます。

以上が、議案第2号の説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長(田澤豊彦君) それでは、議案第2号の質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(田澤豊彦君) ないようですので、これをもって議案第2号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

議長(田澤豊彦君) ないようですのでこれをもって討論を終結します。採決します。

議案第2号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(田澤豊彦君) ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案どおり可決されました。

(11) 議事日程の順序の変更についての議決

議長(田澤豊彦君) この際お諮りいたします。

日程の順序を変更し、日程第11、議案第4号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を先に審議したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(田澤豊彦君) ご異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第11、議案第4号を先に審議することに決定しました。

(12) 議案第4号の説明、採決

議長(田澤豊彦君) 日程第11、議案第4号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局より説明を求めます。

(事務局長より「議長」との発言あり)

議長(田澤豊彦君) 事務局長。

事務局長(鈴木英司君) それでは、議案書の方の10ページをお開きいただきたいと思えます。

「議案第4号、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。議案書につきましては、11ページから12ページに記載してございますけれども、引き続き議案説明資料によりましてご説明申し上げたいと思えます。

説明資料の11ページをお開き願います。

今回の改正は、平成22年度及び平成23年度、2か年の新たな保険料率及び保険料の軽減措置の継続等による改正でございます。

次ページ、12ページをお開き願います。

改正案でございますが、第9条が所得割率でございまして、現行の100分の7.45を7.60とするものでございます。均等割額につきましては、第10条でございますが、4万円に据え置くものでございます。第12条は、恐れ入ります、裏面別表をご覧ください。附則別表につきましては、不均一賦課の4町村の分でございまして、いわゆる均一保険料との差を現行の6分の3から今期は6分の4とするものでございます。また、その下の別表でございますけれども、これは無医地区及び準ずる地域にかかる料率設定してございます。本県には該当はないわけでございますけれども、万が一診療所等が廃止になった場合のことを想定して設定しているものでございます。併せて、今回の料率改定の中で改正するものでございます。

恐れ入りますが、12ページの方、前のページにお戻りいただきたいと思えます。

附則の第15条から第17条でございますけれども、これは被扶養者であった被保険者の均等割9割軽減、更に均等割7割軽減を8.5割とする軽減措置、それが継続されることに伴う表記となっております。なお、本条例は公布の日から施行することとして、適用区分のところでは平成21年度分までは従前の対応をするとしたものでございます。

以上が、議案第4号の説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（田澤豊彦君） それでは、議案第4号の質疑に入ります。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ないようですので、これをもって議案第4号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ないようですので、これをもって討論を終結し、採決します。

議案第4号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案どおり可決されました。

(13) 議案第3号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第10、議案第3号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局より説明を求めます。

（事務局より「議長」との発言あり）

議長（田澤豊彦君） 事務局長。

事務局長（鈴木英司君） それでは、議案書の8ページをお開き願います。

「議案第3号、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。議案書については9ページに記載してございますけれども、引き続きA4判横の説明資料により説明をさせていただきます。

説明資料の9ページをお開き願います。

9ページ記載のとおり本基金は制度の円滑な施行を図るために設置しておりますけれども、議案第4号で説明いたしました平成22年度も保険料の軽減措置が継続されることに伴いまして、処分の条件と条例の廃止の期日の延長を行うものでございます。

その内容でございますけれども、10ページを、次のページをお開き願いたいと思います。改正案、第2条につきましては、文言の適正化でございます。第6条の第1号が被扶養者であった被保険者の均等割9割軽減に、第5号については、低所得者の均等割9割軽減と所得割の2分の1軽減、また、第6号は、均等割7割軽減を8.5割

にそれぞれ軽減財源として充てることができるものがございます。なお、附則におきまして、この措置によりまして、継続措置によりまして条例の施行期間を延長するものがございます。

以上が議案第3号の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（田澤豊彦君） それでは、議案第3号の質疑に入ります。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ないようですので、これをもって議案第3号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ないようですので、これをもって討論を終結し、採決します。

議案第3号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案どおり可決されました。

(14) 議案第5号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第12、議案第5号「福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更について」を議題とします。

事務局より説明を求めます。

（事務局長より「議長」との発言あり）

議長（田澤豊彦君） 事務局長。

事務局長（鈴木英司君） それでは、議案書の13ページをお開き願います。

「議案第5号、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更について」ご説明申し上げます。引き続き、議案説明資料の方で説明をさせていただきます。

説明資料の14ページをお開き願いたいと思います。

趣旨に記載のとおり、福島県市町村総合事務組合の構成団体であります郡山地方広域市町村圏組合が、平成22年3月31日で解散、脱退するもの、また、公立小野町地方総合病院組合が、平成22年4月1日より公立小野町地方総合病院企業団と名称を変更することについて協議をし、異議がない旨、議会の議決を求めるものがございます。

以上が、議案第5号の説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（田澤豊彦君） それでは、議案第5号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ないようですので、これをもって議案第5号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

議長(田澤豊彦君) ないようですので、これをもって討論を終結し、採決します。

議案第5号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(田澤豊彦君) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案どおり可決されました。

(15) **議案第6号の説明、採決**

議長(田澤豊彦君) 日程第13、議案第6号「平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。

事務局より説明を求めます。

(事務局より「議長」との発言あり)

議長(田澤豊彦君) 事務局長。

事務局長(鈴木英司君) 「議案第6号、平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」につきまして、ご説明申し上げます。議案書につきましては、別冊になってございますが、平成21年度一般会計並びに特別会計補正予算書をご準備いただきたいと思っております。

補正予算書につきましては、1ページから9ページまでの記載となっております。説明につきましては、同じく別添にA4判の横の平成21年度補正予算説明資料をご準備いただきたいと思っております。それにより説明をさせていただきたいと思っております。

説明資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。

今回の補正額は、歳入歳出記載のとおり18億2,436万8,000円を増額するものでございまして、補正後の額は次の2ページになりますけれども、それぞれ29億6,233万2,000円とするものでございます。その内訳でございますけれども、恐れ入りますが、また1ページにお戻りいただきたいと思っております。まず、歳入の第2款国庫支出金におきまして、備考記載の部分でございますが、保険料の不均一賦課負担金減額80万6,000円につきましては、均一保険料との差額分を国と県が2分の1ずつ負担する制度でございまして、国庫負担金所要額が確定したことによるものでございます。

次に、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の18億2,598万円でございますけれども、これは議案第3号でご説明いたしました保険料軽減の継続措置分でございます。まして臨時特例基金で受け入れるものでございます。

次に、第3款県支出金でございますけれども、均一賦課負担金の県負担分の減額分でございます。次に、歳出でございますけれども、下段左になりますが、第2款の総務費で見えておりました広報事業費1,904万8,000円でございますけれども、これにつきましては特別会計の特例基金の対象事業となりましたことから、今回減額をしまして、予備費にその分を充てるものでございます。

次に、第3款民生費でございますが、歳入でも触れましたとおり、円滑運営臨時

特例交付金を基金に積み立てるとともに、保険料の不均一賦課負担金を特別会計への繰出金から同額減額するものでございます。

以上が、議案の第6号の説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（田澤豊彦君） それでは、議案第6号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ないようですので、これをもって議案第6号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ないようですので、これをもって討論を終結し、採決します。

議案第6号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案どおり可決されました。

(16) 議案第7号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 日程第14、議案第7号「平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

事務局より説明を求めます。

（事務局長より「議長」との発言あり）

議長（田澤豊彦君） 事務局長。

事務局長（鈴木英司君） それでは、引き続き平成21年度の補正予算書をご準備願います。

「議案第7号、平成21年度福島県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）」につきまして、ご説明申し上げます。予算書につきましては、11ページから23ページまで記載してございますけれども、引き続き別冊のA4判横の補正予算の説明資料により、説明をさせていただきたいと思っております。

説明資料の3ページをお開き願います。

今回の補正額、特別会計歳入におきまして、右下計にございますように102億461万8,000円を減額するものでございまして、次のページ、4ページになりますが、右下、合計補正額の歳入計を2,112億8,247万4,000円とするものでございます。

次に、5ページをお開き願います。歳出でございます。

右下、合計に記載の合計額、更に次ページの補正額後の歳出合計額、いずれも歳入と同額補正するものでございます。

それでは、その内容でございますが、恐れ入ります。5ページの方にお戻りいただきたいと思っております。まず、歳出でございます。

歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

第1款総務費、上段細目でいいますと右側の方になりますが、後期高齢者医療特別対策事業1,500万円の増でございます。これにつきましては、健康づくり事業の重要性から国に増額要望をしておりましたが、今回の措置と併せて6,000万円の交付金措置がされることになったものでございます。市町村で展開される長寿健康増進事業に上乘せ補助するものでございます。

次に、第2款の保険給付費では、当初計画より低位に見込まれますことから、療養の給付費で記載のとおり114億7,473万9,000円の減、療養費、こちらは現金給付の方でございますけれども、1億2,724万4,000円の増となりますけれども、下段左の方、保険給付費全体では113億2,226万1,000円を減額見込むものでございます。また、第7款の諸支出金でございますが、これは療養給付費の負担金償還金1億1,300万9,000円、これは市町村の方の精算に伴うものでございます。

それから、第8款の予備費でございます。国の普通調整交付金が当初見込みより厚く交付されたことに伴いまして、9億7,309万4,000円の増額を見込んでございます。次の6ページの補正後の予備費の欄を、同じ予備費の欄をご覧いただきたいと思っております。約30億の剰余金が確保できるものと考えているものでございます。

今度は歳入の部分ですが、3ページにお戻りいただきたいと思っております。3ページにお戻りいただきまして、歳入の主なものでございます。まず、第1款の市町村支出金におきましては、保険料の負担金等で4億5,233万1,000円の減、これは被保険者数が当初見込みより少なかったことによるものでございます。また、歳出で説明いたしました保険給付費全体の減額によりまして、市町村の定率負担分7億4,397万2,000円の減、関連で、第2款で国庫支出金、これにつきましても国の定率負担で22億3,191万4,000円の減、合わせまして第3款の県支出金、これも市町村負担金同額の減となるものでございます。

次に、中段右の方になりますが、第4款の支払基金交付金、これは現役世代からの支援金でございまして、同様に保険給付費全体の減額によりまして57億3,676万2,000円の減額となるものでございます。

以上が、議案第7号の説明でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（田澤豊彦君） それでは、議案第7号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ないようですので、これをもって議案第7号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ないようですので、これをもって討論を終結し、採決します。

議案第7号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案どおり可決されました。

(17) 議案第8号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 日程第15、議案第8号「平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題とします。

事務局より説明を求めます。

（事務局長より「議長」との発言あり）

議長（田澤豊彦君） 事務局長。

事務局長（鈴木英司君） それでは、「議案第8号、平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明いたします。

議案書につきましては、別冊の平成22年度一般会計並びに特別会計予算書をお手もとにご準備願いたいと思います。予算書では1ページから13ページまでの記載となっております。こちらの方も併せまして、別添のA4判横の平成22年度当初予算説明資料の方で説明をさせていただきたいと思います。

説明資料の方の2ページをお開きいただきたいと思います。

記載のとおり、一般会計歳入歳出予算それぞれ8億5,649万6,000円と定めるものでございます。

まず歳入でございますが、第1款分担金及び負担金8億90万円、こちらは、構成市町村からの共通経費負担金でございます。これにつきましては、昨年度とほぼ同額程度に抑えることができたものでございます。

次に、第2款国庫支出金と第3款の県の支出金、それぞれ788万7,000円でございますけれども、これは保険料不均一賦課負担金でございます。一つ飛びまして、第5款繰越金3,575万円でございますが、これは前年度繰越金でございます。

次に、歳出でございます。下段でございますが細目で主な内容をご説明申し上げます。議会運営費96万1,000円でございますが、議員16名の報償費等でございます。次に、派遣職員人件費等6,822万4,000円でございますが、これについては事務局長、次長、総務課職員5名分、合計7名分の人件費と負担金等でございます。次に、臨時職員雇用費607万2,000円でございますが、臨時職員3名分の賃金等でございます。次に、事務管理運営費882万4,000円でございますが、これは職員旅費、事務局運営に関わる役務費、委託料等でございます。次に、情報公開適正化事業19万3,000円につきましては、委員5名分の報酬等でございます。会計管理費は22万円、選挙管理委員会費は5万2,000円、これは選管委員4名の報酬等でございます。監査委員19万2,000円につきましては、委員2名の報酬等でございます。後期高齢者医療事業6億2,127万2,000円につきましては、特別会計への繰出金となっております。事務費等の繰出金と保険料不均一賦課繰出金等となっております。次に、派遣職員人件費1億2,880万円でございますけれども、これは業務課職員、これは本年度同様16名分の人件費等でございます。次に、予備費としまして2,160万6,000円を計上するものでございます。

以上が、議案第8号の説明でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（田澤豊彦君） それでは、議案第8号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ないようですので、これをもって議案第8号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ないようですので、これをもって討論を終結し、採決します。

議案第8号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案どおり可決されました。

(18) 議案第9号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 日程第16、議案第9号「平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

事務局より説明を求めます。

（事務局長より「議長」との発言あり）

議長（田澤豊彦君） 事務局長。

事務局長（鈴木英司君） 「議案第9号、平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」について説明をいたします。

引き続き、平成22年度一般会計並びに特別会計予算書をご準備いただきたいと思います。恐れ入りますが、予算書の15ページをお開きいただきたいと思います。

予算書の15ページ、まず第1条でございます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ2,205億7,656万8,000円と定めるものでございます。後ほど詳細説明資料の中で説明を申し上げます。次に、第2条の一時借入金でございます。医療費の支出1か月分の最高額180億円と定めるものでございます。次に、第3条の歳出予算の流用でございます。第1号に記載のとおり、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合、同一款内で各項内の流用を認めることとするものでございます。

次に、特別会計予算につきましては、議案書の以降16ページから31ページまで記載してございますけれども、先ほどのA4判横の予算説明資料の方でご説明したいと思います。22年度の当初予算説明資料の3ページをお開きいただきたいと思います。特別会計の歳入について、こちらでは款項目節ごとに記載してございます。

次に、4ページをお開き願います。こちらの方は、特別会計の歳出について細目ごとに記載をしたものでございます。

そういたしまして、次の5ページをお開き願います。こちらが特別会計に関わる財政の概要をまとめたものでございます。こちらの方で説明をさせていただきたいと思います。文字が小さく見にくいところもありますけれども、ご了承を願いたいと思

ます。

まず、上段、歳入歳出記載のとおり、それぞれ2,205億7,656万8,000円、これがいわゆる2か年の財政計画の初年度分の予算でございます。記載はしてありませんけれども、前年度の当初予算額より約22億2,000万円の増となっております。これは、被保険者の人数の増に伴うもの、それに伴って保険給付が伸びて増となったもの、それから、診療報酬の改定等の影響等を勘案したものでございます。

まず、右側の歳出でございます。保険給付費が2,176億4,594万1,000円で、歳出全体の98.7%を占めるものでございます。主なものをご説明申し上げます。

右上から、療養給付費2,087億4,048万6,000円でございます。療養給付費については、その他下の方に訪問看護療養費、それから特別療養費、移送費、記載のとおりでございます。次に、審査支払手数料5億9,235万6,000円でございますけれども、これはレセプトの内容が適正であるか審査する委託手数料でございます。次に、高額療養費69億3,929万3,000円につきましては、被保険者の1か月に支払った医療費が負担限度額を超えた場合に現金支給をする費用でございます。次に、高額介護合算療養費1億7,878万2,000円でございますけれども、これは介護保険サービスを合わせて受けている方で、両方の自己負担額の1年間の合計が一定の限度額を超えた場合に支給する費用として計上しているものでございます。それから、葬祭費7億7,270万円につきましては、亡くなった場合はお一人につき5万円を給付する費用でございます。

次に、保険給付費以外のその他の支出でございますが、県の財政安定化基金拠出金2億2,586万5,000円でございますが、これはリスクに対応するために国と県と広域連合が3分の1ずつ拠出して県に基金を設置しているものでございまして、保険料上昇抑制の一部財源となるものでもございます。次に、特別高額医療費共同事業拠出金等3,769万円でございますけれども、これは著しく高額な医療費を全国の各広域連合が共同で支えるための拠出金となっております。次に、保健事業費3億20万2,000円でございますが、これは59市町村に委託をして健康診査事業を実施するための費用でございます。次に、総務費6億8,781万5,000円につきましては、一般管理費、そして電算処理委託費等でございます。次に、諸支出金2,273万2,000円につきましては、保険料の還付金等でございます。次に、予備費につきましては、次年度への繰越財源としまして16億5,632万2,000円を見込むものでございます。先ほど料率の説明で申し上げましたけれども、2か年で均衡となるような料率を設定してございまして、この分を次年度に繰り越すものとして考えているものでございます。

次に、そのための財源措置でございますが、左側の歳入をご覧になっていただきたいと思えます。歳入では、まずは国の調整交付金201億6,924万4,000円でございます。これは広域連合間の被保険者にかかる所得格差による財政力の不均衡を調整して交付されるものでございます。全国を1とした場合、本県の所得係数は0.66でございまして、この格差の部分を保険料の所得割分の補填となる交付金という

ものでございます。次に、定率国庫負担522億4,758万8,000円、また、その下の定率の県負担、市町村負担、同額の174億1,586万3,000円、これについては、現役並みの所得者を除いた部分の療養の給付費等に対して、国が12分の3、県と市町村が12分の1それぞれ定率で負担する額でございます。次に、支払基金交付金894億5,308万7,000円でございますけれども、これは支払基金が各保険者から後期高齢者支援金として徴収しまして、広域連合に交付するものでございまして、これが、いわゆる現役世代からの支援金4割分でございます。次に、保険料126億8,757万2,000円でございます。こちらは、市町村が徴収しまして広域連合に保険料等負担金として納付するものでございます。

次に、大変小さくて見にくい部分でございまして申し訳ございませんが、高額な医療費負担金12億4,448万8,000円につきましては、いわゆる高額な医療費に対しまして国と県が4分の1ずつ負担するものでございます。また、特別医療高額医療費共同事業については、歳出で説明しましたように、共同事業で取り組むための財政調整額でございます。次に、公費負担58億5,607万5,000円でございますけれども、保険基盤安定負担金40億2,711万1,000円につきましては、低所得者の保険料軽減分として市町村が4分の1、県が4分の3負担するものでございます。また、不均一保険料の国、県の負担金1,577万4,000円、それから、保険料軽減分の臨時特例基金の繰入金、先ほどご説明しました18億1,319万円でございます。次に、剰余金30億4,633万円でございますけれども、平成21年度繰越金でございまして保険料の増加抑制のための財源となるものでございます。次に、その他の収入10億540万2,000円につきましては、健康診査事業、また一般会計からの事務費等の繰入金でございます。なお、6ページ以降には参考資料としまして、市町村ごとの負担金等を参考資料として添付してございますので、これについては説明を省略いたしたいと思っております。

以上が、議案第9号の説明でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（田澤豊彦君） それでは、議案第9号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ないようですので、これをもって議案第9号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ないようですので、これをもって討論を終結し、採決します。

議案第9号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案どおり可決されました。

議長（田澤豊彦君） 配付してあります陳情2件については、配付のみとなりますの

で、ご了承願います。

(19) 閉会の宣告

議長（田澤豊彦君） これで本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じ、平成22年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後3時35分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成22年2月25日

福島県後期高齢者医療広域連合議会 議長

同 署名議員

同 署名議員